

郵便入札説明書

令和5年7月1日作成

御所市水道局（以下、「水道局」という。）では、入札や契約の、『透明性の確保』、『公正な競争』を目的に、平成20年10月から、工事等の入札の一部について郵便入札を実施しています。

これまでの入札の方法と違いますので、以下の説明を熟読のうえ、間違いの無いように入札していただきますようお願いいたします。

1. 郵便入札

入札を郵便により執行する場合、水道局掲示板にて公表する入札公表書や、指名競争入札については入札通知書において、郵便入札であることが明記されております。

(1) 仕様書について

郵便入札の場合、入札説明会（閲覧）は開催しません。

仕様書については、入札通知書と同封、もしくは御所市ホームページ内でダウンロードによります。入札公表書、入札通知書で指定する方法をご確認ください。

※ダウンロードによる場合は、こちらが指定するパスワードが必要になる場合があります。

※入札の内容によっては、説明会を開催する場合があります。

(2) 質問書の提出、回答について

仕様書に関して質問がある場合は、指定する日時までに『仕様書に関する質問書』（様式1号）により、水道局までご提出ください。

入札参加者全員に対して、入札通知書に記載された回答日時に、FAXにて回答させていただきます。

※上記の回答方法によらない場合は、水道局がその都度決定します。

※質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

※仕様書に関する質問は、電話ではお答えできません。

※入札方法に関する質問は、電話で水道局へお問い合わせください。

2. 入札書について

(1) 入札書の様式について

『入札書』は、水道局の指定様式(様式第4号)を使用してください。

※同じ様式であれば、貴社で作成したものでも可

(2) 入札書記載金額について

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(※)を入札書に記載してください。また、金額の先頭には『¥』を記載してください。

※一般的にいうところの『**消費税抜き**』の金額です。標記の消費税率は令和5年7月現在の値になりますので、税法の改正により消費税率が変更され、入札時の消費税率と異なる場合は、その数値に読み替えてください。

(3) 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、当該入札の『開札日』になります。

入札公表書、又は入札通知書をよくご確認のうえ、記載してください。

※郵便局への差出日ではありません。ご注意ください。

(4) 代表者名等及び印鑑について

入札書には、会社の所在地(住所)、商号(名称)を記載し、入札参加申請時に届け出た『使用印鑑』を押印してください。

(5) 入札書の宛先について

『 御所市水道事業管理者の権限を行う市長 御所市長 東川 裕 』宛で記載願います。

(6) その他、記載事項について

『工事(委託、物品)名』、『工事(委託、物品)番号』、『工事(委託、納入)場所』については、当該入札の入札公表書や入札通知書をよくご確認のうえ、正確に分かり易く記入してください。

3. 工事費内訳書について ※工事費内訳書の提出を求められた場合のみ

(1) 工事費内訳書の様式について

『工事費内訳書』は、水道局の指定様式(様式第4号の2)を使用してください。

※同じ様式であれば、貴社で作成したものでも可

(2) 工種等について

一番上位の項目から2段階下レベルまで記載してください。

(3) 工事費内訳書記載金額について

消費税抜きの金額を記載してください。また入札書の金額と工事費内訳書の合計金額は同額になります。

(4) 入札者について

入札者の所在地、商号又は名称を記載してください。

(5) その他、記載事項について

『工事名』、『工事番号』、『工事場所』については、当該工事等の入札公表書や入札通知書をよくご確認のうえ、正確に分かりやすく記入してください。

4. 郵便入札用封筒について

(1) 郵便封筒について

郵便封筒は、水道局指定サイズである長形3号(120mm×235mm)の封筒を使用してください。

(2) 記載事項について

郵便封筒の表面に黒字で『工事(委託、物品)名』、『工事(委託、物品)番号』、『工事(委託、納入)場所』、『開札日』、朱書きで『入札書在中』と記載してください。

また、宛先は、日本郵便株式会社 御所支店留で、

〒639-2299

日本郵便株式会社 御所支店留 『御所市水道局 業務課宛』

とし、『書留郵便の種類』を記載してください。

郵便封筒の裏面には、入札者の所在地(住所)、商号(名称)を記載のうえ捺印してください。

※封筒様式(様式第2号)参照

(3) 入札書の封入について

郵便封筒に、必要事項が記載され、押印された入札書を封入してください。

※郵便入札チェックシートで再度ご確認ください。

※同日に複数の入札がある場合でも、一枚の入札書を各々の工事名等を記載した封筒に入れて、それぞれ別に郵送しなければなりません。

※郵便入札チェックシートで再度ご確認ください。

※郵送封筒の中の内封筒は不要です。郵便封筒に直接入札書を封入してください。

※その他、指定された必要書類が有る場合は、同封してください。

(4) 郵便封筒の封かん及び封印について

郵便封筒は封入書類を確認のうえ、のりで封かん(セロハンテープの使用は不可)し、『使用印鑑』により封印してください。

※封筒様式(様式第2号)参照

5. 郵送について

(1) 郵送方法について

郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」のいずれかにより手続き願います。その際、渡される『差出控え』は開札が終わるまで保管してください。

※入札書を水道局に直接持参されても受付いたしません。

※ポストに投函されたものは『書留郵便』にはなりませんので無効となります。ご注意ください。

※日本郵便株式会社御所支店（御所郵便局）に直接持参された場合においても、他の局から郵送する場合と同じく、窓口にて書留郵便の手続きが必要です。

(2) 到達期限について

事前公表書、又は入札通知書により到達期限が定めてありますので、必ず到達期限内に届くように手続きをしてください。

※到達期限とは、「開札日の10日前の日」から「開札日の前日」のことで、その期間内に日本郵便株式会社御所支店（御所郵便局）に届かなければなりません。なお、到達期限内ではない日に到達した入札書類は無効となります。

6. 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、辞退届を提出してください。入札書を郵送した後に辞退する場合も可能ですが、開札日時までに辞退届が水道局の手元になければ入札に参加したもとして開札します。

(1) 辞退届の様式について

辞退届は、水道局の様式第3号（同内容であれば、貴社で作成したものでも可。）を使用してください。

(2) 辞退届けの提出方法について

1 直接持参の場合

開札日の開札開始時刻までに、水道局業務課へ直接持参して提出してください。

2 郵送による場合

開札日の前日までに必ず届くように、水道局業務課へ郵送してください。

※辞退届けの郵送方法は入札書の郵送方法とは違い、『御所郵便局留め』ではなく、『御所市水道局業務課宛』とし、『書留郵便』、『配達記録郵便』の何れでも構いません。また、封筒のサイズ、記載する内容等、定めておりません。

辞退届郵送の際の宛先は、

〒639-2312

奈良県御所市櫛羅2055番地 『御所市水道局 業務課』宛

となります。

7. 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、十分ご確認のうえ郵送してください。

- 1) 工事（委託、物品）名、工事（委託、物品）番号、工事（委託、納入）場所の誤脱のあるもの。
- 2) 入札者の記名押印の無いもの又は入札者の氏名、印影が不明瞭なもの。
- 3) 入札金額の訂正のあるもの又は入札金額の判読しがたいもの。
- 4) 入札が工事の場合、工事費内訳書の提出を求めたが、提出のない者。
- 5) 入札が工事の場合、工事費内訳書に誤字、脱字、計算誤り、記載漏れもしくは金額の訂正のあるもの又は工事費内訳書の金額が判読しがたいもの。
- 6) 入札が工事の場合、入札金額と工事費内訳書の合計金額が同額でないもの。
- 7) 一の入札について同一の入札者が2通以上の入札書を提出したもの。
- 8) 入札書を直接水道局に持参したり、書留郵便によらないもの。
- 9) 指定した期間内に到達しなかったもの。
- 10) 指定した必要書類が同封されていないもの
- 11) その他、水道局が定めた郵便入札の方法によらないもの。

8. 入札の失格について

次のいずれかに該当する入札者は失格となります。

- 1) 公正な入札の執行を害する行為。
- 2) 談合（連合）等の不正行為をした者。
- 3) 予定価格を超過した入札をした者。
- 4) その他、悪質と判断出来る入札をした者。

9. 開札について

開札は、指定された開札日時に、市の開札事務従事者及び開札立会人により執行します。

(1) 開札立会人について

入札参加者の中から、水道事業管理者が、開札立会人を2名以上選任します。

入札参加者本人か、又は入札参加者から委任を受けた代理人が立会できます。

やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することはできません。

(2) 開札立会人への依頼について

選任された立会人へは、『開札立会依頼書』が『入札通知書』に同封されています。

立会の際は、『開札立会依頼書』、『印鑑（なるべく使用印）』を持参のうえ、指定された開札日時までに開札場所へお越してください。

※委任を受けた代理人が立ち会う場合は『開札立会委任状』、『代理人の印』も必要になります。

※開札立会人以外は、お越し頂いても開札に立ち会えませんのでご注意ください。

10. 落札者の決定について

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者(落札候補者)とします。

もし、落札(落札候補)となるべき入札額が同価格で2者以上となった場合は、開札立会人によるくじにより落札者(落札候補者)を決定します。

(1) 入札参加申請の受付番号順に同価格入札者に1から順に番号を付し、抽選器に同価格入札者数と同数の玉を入れるものとする。

11. 開札結果について

開札結果については、水道局1階掲示板に掲示いたします。

入札方法についてのお問い合わせは、市水道局業務課へ電話にてお願いします。

御所市水道局業務課 TEL 0745-62-1591